

大規模災害・防災対策特別委員会資料

目 次

	頁
1. 南海トラフ巨大地震に伴う被害想定及び減災計画について . .	1
2. 退職自衛官の各都道府県防災部局における在職状況について .	5

【添付資料】

別冊 宮崎県地震・津波及び被害の想定について

平成25年11月1日（金）

総 務 部

南海トラフ巨大地震に伴う被害想定及び減災計画について

危機管理課

1 被害想定について

(1) 趣旨

南海トラフ巨大地震の発生に備えるため、内閣府では、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測や津波高、各種被害の想定を公表したところであるが、県では、この内容をより詳細に検討し、県内の現況を可能な限り反映した地震や津波の想定を行うとともに、これらに起因する各種被害想定を取りまとめた。

(2) 主な被害想定（詳細については、別冊参照）

主な被害想定は右表のとおり。

なお、前提とする外力（地震動・津波）については、県内に影響の大きい2つのケースを以下のとおり想定する。

【想定ケース①】

内閣府が南海トラフ巨大地震の想定を行う際に設定した強震断層モデル（地震モデル）の陸側ケース、及び津波断層モデル（津波モデル）のケース⑪を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

※ 内閣府では、強震断層モデルとして基本、東側、西側、陸側の4ケース、津波断層モデルとしてケース①から⑪までの11ケースを設定。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル（地震モデル）、津波断層モデル（津波モデル）による地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

本県の主な被害想定及び減災効果

項 目		内閣府の想定 (2012. 8、2013. 3公表)	県の想定	
			今回の被害想定	減災対策を講じた場合
建物被害 (全壊棟数)		約83,000棟	約89,000棟	⇒ 約58,000棟
			約88,000棟	⇒ 約52,000棟
うち「揺れ」 による被害		約39,000棟	約50,000棟	⇒ 約19,000棟
			約58,000棟	⇒ 約22,000棟
人的被害 (死者数)		約42,000人	約35,000人	⇒ 約8,600人
			約28,000人	⇒ 約5,200人
経 済 被 害	資産等の 被害額	4. 8兆円	5. 3兆円	⇒ 4. 4兆円
			5. 2兆円	⇒ 4. 2兆円
	生産・サー ビス低下に よる影響額	—	0. 9兆円	⇒ 0. 8兆円
			0. 9兆円	⇒ 0. 7兆円
	交通寸断に よる影響額	—	1. 1兆円	⇒ 0. 8兆円
			1. 0兆円	⇒ 0. 8兆円

注1) 各被害の上段が「想定ケース①」、下段が「想定ケース②」。

注2) 『経済被害』の「生産・サービス低下による影響額」、「交通寸断による影響額」の内閣府の想定は、全国被害額しか示されていないため「—」とする。

<「内閣府の想定」との比較について>

【建物被害】 県の想定ケースは、地震と津波による影響が大きいことから、内閣府（2012. 8）に比べ、被害が大きくなっている。

【人的被害】 県の想定ケースは、沿岸市町の最新の避難ビルの指定状況等を考慮したため、内閣府（2012. 8）の想定と比べ、被害が小さくなっている。

【経済被害】 内閣府（2013. 3）での経済被害での想定は、東海地方で大きな被害が想定されるケースを対象としているため、今回の県の想定とは比較はできない。

<減災対策について>

今後、各種地震・津波対策を進めることによって、どの程度被害が軽減できるかについては、以下の軽減対策を講じることとして試算した。

【建物被害】 建築物の耐震化率を現状（71％～87％）から90％にする。

【人的被害】 上記耐震化対策を行うほか、すぐに避難する割合を20％から70％にする等、早期避難者比率を高める。

【経済被害】 建物被害及び人的被害と同様に、耐震化対策、早期避難者比率を高める。

※ 建物被害及び人的被害が軽減されることにより、経済被害の軽減が図られる。

2 減災計画の策定について

(1) 計画策定の必要性

これまで、県では、県地域防災計画の行動計画として、平成19年3月に「宮崎県地震減災計画」を策定し、地震による被害の最小化を図るために様々な取り組みを行ってきたところである。

今回の南海トラフ巨大地震の発生に伴う被害想定は、これまでの想定を大きく上回るものであることから、これを踏まえた新たな減災計画を策定する必要がある。

(2) 計画策定に当たっての基本的考え方

今回の想定を踏まえ、「激しい揺れと大きな津波から、いかにして住民の命を守るか」ということを最優先に、短期、中期、長期に実施すべきことを洗い出し、出来ることから段階的に取り組む計画とする。

さらに、今後の市町村の取り組みの目安となるべきものとする。

(3) 計画の策定期間、対象期間等

① 策定期間 平成25年11月末を目途に策定する。

② 対象期間 原則1年ごとに、対策の進捗状況、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。

(4) 減災計画の骨子（案）

以下の6つの柱を基本に検討中。

県民防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」、「共助」が重要であることから、住民への啓発活動の実施や防災士の育成等により地域の総合的な防災力の向上を図るとともに、防災教育や企業BCPの作成促進、災害時要援護者の支援等により県民の防災力向上を図る。

住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

屋内での地震への備えとしては、建物内部を地震に強い構造にすることが重要であることから、住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策、公共建築物等の耐震化などのほか、耐震化を促進するためのアドバイスや情報提供等の対策により、居住空間内の安全確保を図る。

外部空間における安全確保対策の充実

屋外における安全確保対策としては、インフラ整備等が重要であることから、道路・海岸施設等の整備、土砂災害対策の充実のほか、孤立集落への対策、ライフラインの早期復旧のための体制整備、不特定多数者が利用する施設の避難対策などの充実を図る。

津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民避難を中心とした取り組みが重要であることから、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動を行えるよう、メール等津波情報の伝達手段の充実や避難訓練の実施等のソフト対策、津波を防御する海岸等の保全施設の整備や避難場所の確保等のハード対策を総合的に取り組んでいく。

被災者の救助・救命対策

大規模災害においては人的被害を最小限にくい止めることが重要であることから、DMAT体制の整備、負傷者の広域搬送体制の構築や災害拠点病院の機能強化を図るほか、保健・衛生対策や被災者の救助・救命対策の強化を図る。

県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

災害時には、県、市町村はその対応の要となることから、総合防災訓練等による災害対応能力の強化や行政の業務継続性の確保（BCPの推進）、常設消防の充実、ボランティアとの連携などにより、行政の防災体制の充実を図るほか、九州各県等関係機関との広域連携体制の確立を図る。

退職自衛官の各都道府県防災部局における在職状況について

危機管理課

1 宮崎県の状況

形態	職 名	人数	職 級	備 考
常 勤	危機管理課主幹（防災推進）	1	課長補佐級	平13.8より実施、現職員で3代目
非常勤	危機管理課防災教育嘱託員	1	—	平25.4より実施
	危機管理課災害監視嘱託員	4	—	平18.5より実施
	非常勤 計	5		
合 計		6		

2 各都道府県の状況

(単位：人)

都道府県名	常 勤				非常勤	合 計	都道府県名	常 勤				非常勤	合 計
	次長級以上	課長級	課長級未満	計				次長級以上	課長級	課長級未満	計		
北海道				—	2	2	滋賀県				—	1	1
青森県			1	1	—	1	京都府		1		1	—	1
岩手県		1		1	—	1	大阪府		1		1	—	1
宮城県		1		1	—	1	兵庫県				—	—	—
秋田県		1		1	—	1	奈良県		1		1	1	2
山形県				—	1	1	和歌山県		1		1	—	1
福島県		1		1	—	1	鳥取県		2		2	—	2
茨城県				—	1	1	島根県				—	1	1
栃木県		1		1	—	1	岡山県		1		1	—	1
群馬県			1	1	—	1	広島県			1	1	4	5
埼玉県		1		1	—	1	山口県		1		1	—	1
千葉県		1		1	1	2	徳島県		2		2	—	2
東京都	1			1	3	4	香川県		1		1	—	1
神奈川県	1			1	1	2	愛媛県		1		1	1	2
新潟県		1		1	—	1	高知県		1		1	—	1
富山県		1		1	—	1	福岡県		1		1	—	1
石川県			1	1	—	1	佐賀県		1		1	—	1
福井県				—	—	—	長崎県		1		1	4	5
山梨県		1		1	1	2	熊本県				—	3	3
長野県		1		1	—	1	大分県				—	3	3
岐阜県		2		2	—	2	宮崎県			1	1	5	6
静岡県		1	2	3	1	4	鹿児島県				—	4	4
愛知県		1		1	—	1	沖縄県				—	—	—
三重県				—	1	1	合計	2	31	7	40	39	79

※ 上記は、各都道府県への電話聞き取り結果に基づくもので、平25.10.1現在